

和歌山高専 課外活動ガイドライン

制定 令和5年8月1日

2019年3月31日高専機構本部からの「高専における課外活動の在り方に関する総合的な方針」に基づき和歌山高専の課外活動（クラブ活動）のガイドラインを以下のように定める。

1. 運用体制

- ① 各クラブ活動において、月ごとの「活動計画表」および「活動報告書」を作成する。
- ② 活動日時については、授業期間中は「平日は週あたり4日までの活動とし、1日あたり3時間程度、土・日曜はどちらか1日のみの活動とし、1日あたり4時間程度(準備・片づけを含む)の活動をそれぞれ上限とする」。(平日、週末それぞれに1日の休養日を設ける)ただし、平日5日、土日休養も可。
- ③ 土日祝日などの午前午後連続練習は不可とする。ただし、練習試合および公式戦はこの限りではない。(詳細は下記補足を参照)
- ④ 土日祝日の練習による施設使用は、8:30~17:00の間で4時間までとし、休憩時間もこの時間内に含まれる。(練習後の自主練習は施設使用時間外となるため禁止)
- ⑤ 活動計画表申請時において、すべての日を活動日として設定しておき、後日、天候により休養日を調整することは、教員の働き方改革の点からも禁止とする。また、天候による活動計画表の後日修正も禁止とする。
- ⑥ 長期休業中の活動計画も上記学期中に準ずる。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

2. 管理体制

- ① 活動計画表および活動報告書は、クラブ活動が適切に行われているかを校長が確認する。
- ② 活動計画表および活動報告書について顧問による承認、提出がされていない場合は、クラブ活動をしばらくの間停止とする場合がある。

3. その他

- ① 校長訓告以上の処分を受けた場合は、公式戦への参加を禁止する場合がある。
- ② 高体連・高野連主催の大会参加の際、脱色・髪染め、ピアス着用を禁止する。

補足

- ① 週末の活動については以下のように定める。
 - ・次の場合は週末に連続しての活動は可とする。
 - 土曜日：公式戦、日曜日：公式戦。(年間計画に明記すること)
 - 土曜日：練習、日曜日：公式戦。(年間計画において数試合のみであれば可とする)
 - ・次の活動計画例等は認めないものとする(練習試合等が関わる場合)。
 - 土曜日：練習、日曜日：練習試合(逆も同じ)
 - 土曜日：練習試合、日曜日：練習試合
 - (ただし、特別な理由がある場合は2週間前までに厚生補導委員会に申し出ることに対応する)
 - 土曜日：公式戦、日曜日：練習試合(練習)
- ② 「カテゴリー(高専連・高体連・高野連)別の練習(試合)」でも「クラブ単位」として「土・日連続の上記①」は不可。(例えば、土曜日=本科1~3、日曜日=本科4~5年生以上などは不可。)